

# 「揮発油税等軽減措置効果調査事業」に係る企画提案書募集要領

## 1 募集する企画提案書の趣旨

復帰に伴う特別措置である「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の効果を検証するため、委託により調査及び分析を行うことを目的とする。

- (1) 委託内容：「揮発油税等軽減措置効果調査事業」に係る仕様書のとおり
- (2) 委託期間：契約締結の日から平成29年3月31日まで

## 2 予算額

金3,910,000円以内（消費税込み）とする。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。見積書の作成に当たっては、上記予算額の範囲内で見積もり、この範囲内で効率的かつ効果的な企画を立案すること。

## 3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体が行う類似の業務を受託した実績があること。  
（類似の業務：例 国内外又は県内の石油流通関連の調査、沖縄県又は他の県域レベル以上の地域を対象とした価格調査等）
- (4) 本委託業務を的確に遂行するための意思及び能力を有すること。
- (5) 県内経済・地域動向に精通し、本委託業務における課題等を体系化する能力を有すること。
- (6) 県内に本店又は支店等を設置し、委託業務の実施に当たって必要な時に県担当者と速やかに調整等を行える者であること。
- (7) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体の構成員間において協定を締結し、参加申込書に添付すること。

イ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

エ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、上記応募資格の(3)から(6)の要件を満たすこと。

#### 4 参加申込み

- (1) 申込方法：「参加申込書」【様式1】により行うこと。
- (2) 受付期間：平成28年10月12日（水）17時00分まで
- (3) 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）
- (4) 提出先：沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課消費生活班  
担当：祖慶  
〒900-8570  
沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）  
TEL：098-866-2187 FAX：098-866-2789  
E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp

#### 5 質疑等

本要領等の内容について疑義のある場合は、「質問書」【様式2】を提出して下さい。

- (1) 受付期間：平成28年10月12日（水）15時00分まで
- (2) 提出方法：ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により受付期間内に「4(4)提出先」に提出して下さい（受信確認が必要）。
- (3) 回答日：平成28年10月13日（木）
- (4) 回答方法：全質問に対する回答を一括して、ファクシミリ又は電子メールで通知します。なお、質疑の内容によっては、回答できない場合があります。

#### 6 提出書類等

- (1) 受付期間：平成28年10月18日（火）17時00分まで
- (2) 提出書類：企画提案応募申請書【様式3】、企画提案書、会社概要【様式4】、類似業務実績書【様式5】、見積書【様式6】、業務実施体制【※任意様式】
- (3) 提出部数：6部（ただし、【様式3】については1部）
- (4) 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）
- (5) 提出先：4(4)に同じ

#### 7 企画提案書の要件等

- (1) 1事業者当たり、提案は1件とする。
- (2) 企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするために図表を使用し、「揮発油税等軽減措置効果調査事業」に係る仕様書の内容を十分に踏まえて作成すること。

- (3) 原則としてA4版とする(縦横自由 20頁以内)。ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA3版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜工夫すること。

## 8 企画提案書の選定方法等

- (1) 企画提案書を提出した事業者は、提案内容について当課へのプレゼンテーションを実施する。なお、プロジェクター等の機材の使用は不可とする。
- (2) プレゼンテーションの日時及び場所は下記のとおりとする。1事業者の持ち時間は質疑応答を含めて25分程度とする。
- 日時：平成28年10月24日(月) 13時30分～16時00分  
場所：沖縄県庁4階 第5会議室
- ※プレゼンテーションの順番及び時刻については、後日別途通知する。
- (3) 提出された企画提案書等については、当課において、最も優れた企画提案書を第1位入選者として選定する。
- (4) 審査結果については、各応募者あて消費・暮らし安全課から通知する。

## 9 委託契約締結等

県は、原則として第1位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、第1位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

なお、共同企業体については、契約時に各構成員で協定を締結し、その協定書を契約書に添付すること。

## 10 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募等に要する経費については、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託業者とで別途協議して決めることとする。